

## 「北海道モデル」の展開

### 1 「北海道モデル」の趣旨

本道は、これまでも、高い食料供給力や豊かな森林資源などを活かし、我が国の発展に寄与。また、道内各地において、地域資源を活用した特色のある取組を通じ、地域活性化の芽が育っている。

こうしたことから、北海道の将来の姿を見据え、北海道が有する優位性や特性（北海道固有の「価値」：「北海道価値」）を活かして、北海道を元気にするとともに、我が国が抱える課題の解決、国内外への貢献につなげていく戦略的な取組を「北海道モデル」として推進していく。

### 2 テーマ

政府が提唱する「ライフ・イノベーション」、「グリーン・イノベーション」を見据えながら、北海道の優位性や特性を十分に活かすことのできる分野として、「食・観光・健康」、「環境・エネルギー」などについて検討

### 3 展開の手法

「北海道モデル」の展開にあたっては、モデル地域において地域のパワーや国・道の施策を集中投入するなどして、取組を加速。

### 4 今後の進め方

庁内各部門や関係機関が連携し、既存予算などを活用しながら、さらに取組を進めるとともに、国に対し、必要な規制緩和や支援制度の創設などについて提案

(担当) 総合政策部政策審議局 中島	道庁内線	21-275
	ダイヤルイン	011-204-5105

# 北海道モデルの展開



北海道価値を最大限に活用して  
先駆的に取り組む

## 北海道モデル

貢献

北海道の活性化

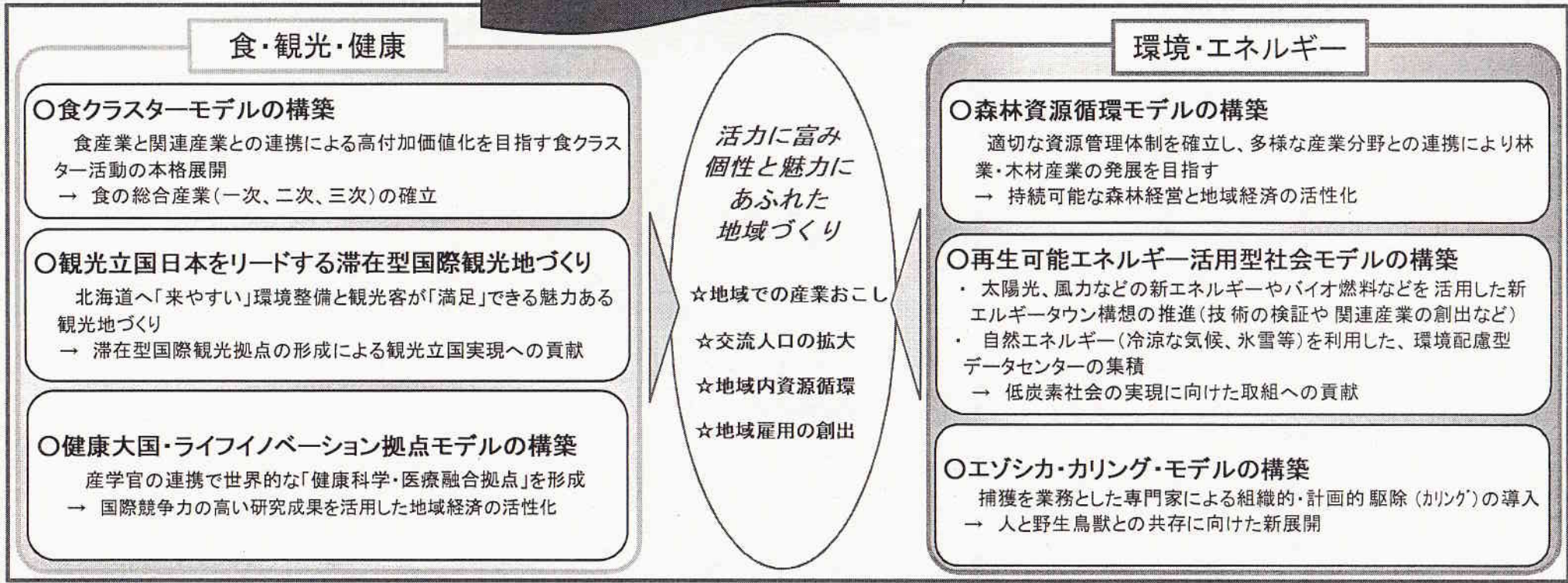
地方の課題解決

国の発展

**新成長戦略  
(基本方針)**

政府は、課題解決国家を  
目指して2つのイノベ  
ーションを提唱

- ライフ・イノベーション  
～健康・大国戦略
- グリーン・イノベーション  
～環境・エネルギー・大国戦略



**展開手法** モデル地域において、地域のパワーや国、道の施策を集中投入するなどして、取組を加速

# 食クラスターモデルの構築

## 厳しい北海道経済

- ・人口減少
- ・公共事業縮減
- ・道民貯蓄減少
- ・域際収支の赤字  
(ただし、「食」は域際収支の優等生)

## 北海道は「食」とともに発展

生産額(出荷額)は、農業:全国1位、  
漁業:1位、食品工業:2位

+

「食」の北海道ブランドは道外、海外へ

→課題:低い付加価値率(食品工業)

付加価値率:H20 北海道27.6% 全国33.0%

(民間シンクタンク試算)

北海道の農業・食料品などの付加価値

全国トップ水準(※)に達したら

道内付加価値額 : 約7,800億円増加

道内売上高 : 約1.1兆円増加

(トップ水準):農業:関東1.14倍、食料品:四国1.37倍)

## これまでの取組

産業クラスター、農商工連携、地域資源活用などにより、「発展の芽」が創出

↓

それぞれの企業や地域の取組にとどまっているものが多い。

産学官金の連携・協働による  
オール北海道の推進体制(食クラスター)を形成し、  
北海道ならではの  
食の総合産業(一次、二次、三次)の確立に  
全力で取り組む

→雇用・所得・人材を確保し、北海道経済を牽引!

### 「食クラスター」の本格始動(平成22年4月)

- 北海道経済連合会 → 「食クラスターグループ」新設
- JA北海道中央会 → 「食クラスター連携協議体」発起人として積極関与
- 北海道経済産業局 → 参事官(食関連担当)新設  
食クラ関連予算 約160百万円
- 北海道 → 経済部に「食関連産業振興室」新設  
食クラ関連予算 約758百万円  
総合振興局・振興局の「食」関連体制強化  
北海道立総合研究機構「食クラスター」支援組織を設置

### 「食クラスター連携協議体」設立(平成22年5月)

【構成】食や関連産業、研究機関、支援機関、行政機関など

【事業】①高付加価値化に向けた取組(技術開発、新事業、生産性向上等)

②マーケティング・販路拡大の取組

③道外からの投資促進に向けた取組(企業誘致など)

④普及促進のための取組

#### (活動のポイント)

- 1 付加価値(利益、儲け)の向上を加速
- 2 マーケット志向を強化 → 道外・海外へ
- 3 これまでの取組を発展。多くの新事業(プロジェクト)創出に挑戦
- 4 食+関連産業の協働による総合産業化
- 5 地域での展開と全道レベルでの展開

食の総合産業(一次、二次、三次)の確立

想定される国への主な提案

- 先駆的な新事業(プロジェクト)に対する支援
- 総合産業化に係るモデル事業の支援、実証
- 地域資源の効果的な活用体制に関する支援

# 観光立国日本をリードする滞在型国際観光地づくり

## 世界からアジアから北海道へ

### 北海道へ「来る」

#### 海外から北海道へ「来やすい」環境整備

##### 課題

- ・北海道観光の魅力発信
- ・新たな旅行商品の開発
- ・北海道へ「来る」ハードルの引き下げ

##### [道の取組]

- ・海外航空路線の新規開拓・増便の働きかけ
- ・北海道のブランドイメージ定着のための旅行商品開発支援
- ・アジア地域を重点とした観光プロモーションの展開

### 北海道で「満足する」

#### 観光客が「満足」できる魅力ある観光地づくり

##### 課題

- ・観光客の多様なニーズ(遊び、癒し、買い物など)への対応
- ・道内を移動しやすい環境づくり

##### [道の取組]

- ・北海道の優位性を活かした「食」「健康」「環境」などをテーマとする観光メニューの開発
- ・中国人が道内で買い物がしやすい環境づくり

#### [国への要望]

- 東アジア地域からの観光客に対する訪日査証制度の緩和
- 一部外国エアラインの乗り入れ制限の緩和
- 道内各空港のCIQ(関税、出入国管理、検疫)体制の整備、充実
- 北海道へのアクセス費用低減のための航空機燃料税の軽減

#### [国への要望]

- 観光圏整備事業補助制度の拡充(施設整備へ補助対象を拡大、補助率の引き上げ)及び新規認定
- 観光振興のための施設整備に係る課税の特例措置(投資税額控除など)の創設
- 特定免税店制度の創設

## 滞在型国際観光拠点の形成

【目標】 外国人の来道者数(実人数) 平成24年度 110万人

## 観光立国実現への貢献

# 健康大国・ライフイノベーション拠点モデルの構築

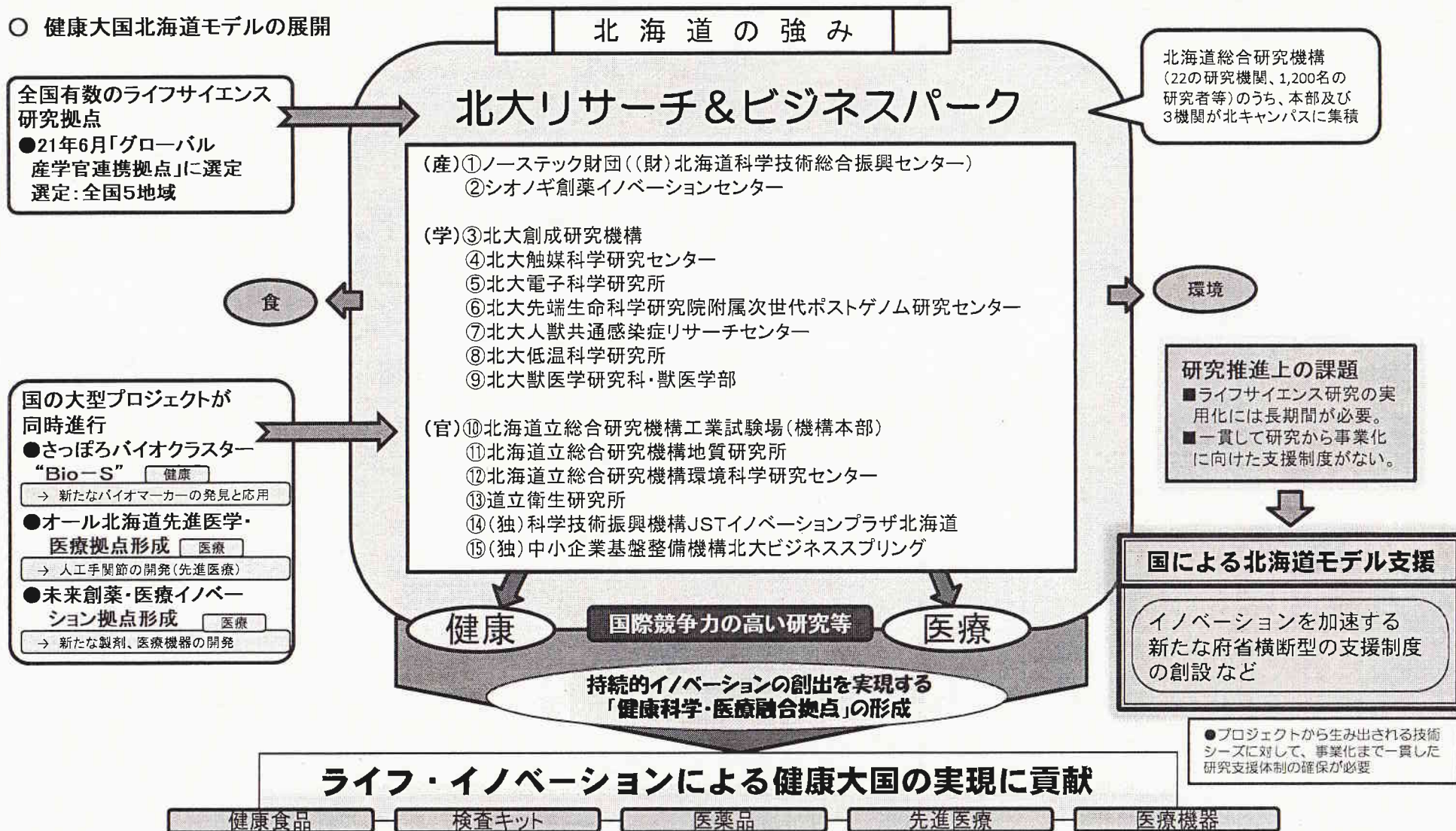
## ○ 北海道の独自性・優位性

■平成16年7月 北海道大学、北海道、札幌市、道経連、経済産業局による地域連携協定を締結

■北大北キャンパスに、ライフサイエンスを中心とした15の研究施設が集積

■平成21年6月 文部科学省・経済産業省により「北大リサーチ&ビジネスパーク」が「グローバル産学官連携拠点」に選定

## ○ 健康大国北海道モデルの展開



# 森林資源循環モデルの構築

## 北海道モデル構築の考え方

### 〔本道の優位性〕

- 全国の森林面積の4分の1を占める豊富な森林資源
- 国の目標値を上回る本道の木材自給率
  - ・ 道の現状 56% (H20)
  - ・ 国の現状 24% (H20)
  - 目標 50% (H32) ※新成長戦略

### 〔背景〕

人工林資源の循環利用が可能な適切な資源管理による林業再生の取組を通じて

- ・ 先進的な取組が地域に根付きつつある
- ・ 他産業と連携する素地ができてつつある

### 〔北海道モデルの取組〕 先進地域の取組を強化することによる全道の底上げ

- ・ 森林資源の適切な管理体制の強化
- ・ 多様な産業分野との連携の促進

### 〔期待される効果〕

- 適切な資源管理に基づく木材の安定供給体制の確立
  - 道産材供給率の向上
  - 国の自給率向上の目標達成に貢献
- 多様な分野との連携による地域の取組の推進
  - 本道の林業再生の加速化
  - 地域経済の活性化

## 適切な資源管理による林業再生の取組 (H18~)

### 施策の推進方向

適切な森林資源管理体制の確立

効率的な森林施業の推進と道産木材の安定供給

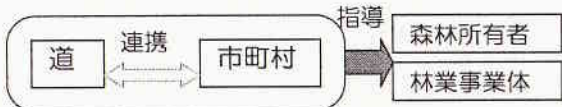
道産木材の付加価値向上と多様な用途への利用促進

北海道モデルとして推進

## 北海道モデルの取組 (H22~)

各連携地域において、地域特性を活かして重点的に取組を進める

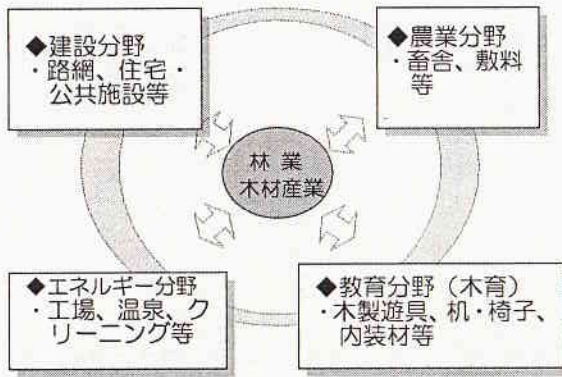
### ◇ 森林資源の適切な管理体制の強化



### ◆ 森林資源管理体制の強化

- ・ 道と市町村との協定等に基づく森林所有者等に対する指導体制の強化

### ◇ 多様な産業分野との連携の促進



### ◆ 森林施業の低コスト化の促進

- ・ 建設業との連携による林道網の整備
- ・ 機械化の推進等による効率的な作業システムの開発

### ◆ 施設の木造化・木質化の促進

- ・ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の制定を踏まえた木造公共施設の建設の促進
- ・ 農業用施設や民間事業所等の木造化・木質化の促進

### ◆ 森林バイオマスのエネルギー利用の促進

- ・ 森林バイオマスの供給側と工場等のエネルギー利用側との連携による大規模利用の促進

## 国への主な提案

- ◇ 地域森林計画と市町村森林整備計画の統合など森林計画制度の抜本的な見直し
- ◇ 経営意欲のある森林所有者による森林整備の促進に向けた林地流動化を促す制度の創設
- ◇ 素材生産と林地未利用材の集荷を組み合わせた効率的な作業システムの実践に対する支援制度の創設
- ◇ 省庁間の連携強化や地財措置の拡充など木造施設の建設を促進する政策の充実
- ◇ 税制優遇措置の創設など森林バイオマスのエネルギー利用を促進する政策の充実

# 再生可能エネルギー活用型社会モデルの構築

## <趣旨>

- ・本道は、広大な大地、積雪寒冷な気候、多様で豊富な再生可能エネルギー資源を有し、地理的にも行政的にも完結しているなど、新エネルギー導入に向けた社会実験の適地。
- ・また、「地産地消」型から国際貢献プロジェクトまで様々なモデル実証が可能であり、次世代システムの世界標準を提供する地域として、国内外の低炭素化戦略の貢献に寄与。
- ・今後市場拡大が見込まれるデータセンターについては、消費電力の増加が課題となっているが、本道は積雪寒冷な気候である上、雪氷冷熱など自然エネルギーを生かせる広大な用地の確保が可能であることから、データセンター全体の消費電力の4割を占める冷房用電力の大幅な削減が可能。

## 北海道が持つ3つの優位性

### <地理的利点>

- ・一国に匹敵する面積と人口を有し、行政・文化・経済的に同一性及び完結性  
→ 効果測定が容易で、影響が域外に出にくい
- ・大地震、台風など大規模自然災害の発生の可能性が低い。→ 低い自然災害リスク

### <優れた立地・研究・実証インフラ>

- ・安価な用地、豊富な雪冷熱
- ・安定した電力インフラ
- ・大学など研究機関の集積、良質な人材の確保  
→ 立地、稼働、研究、実験のコスト低減が可能

### <国内外への応用(モデルの汎用性)>

- ・一次産業由来等の自然エネルギー資源が豊富
- ・一国に相当し、北方圏に属する気候風土  
→ 国内、他の新興諸国へのモデル性
- ・首都圏等環境コストの過大な地域とのパートナーシップの形成

## 先導する3つのプロジェクト

### <国内外に向けて>

#### 新エネルギー導入促進地域モデルの創出

エネルギーの導入に率先して取り組む地域をモデル事業地域として選定し、実証試験を含む関連施策の推進に向けた集中的な支援を実施し、普及に向けた課題や関連技術の検証を実施するとともに、環境関連の新たなビジネスを創出する。

#### <例えば...>

- ・公共施設への率先導入や官民協働の取り組みへの支援
- ・スマートグリッド・スマートコミュニティなどと複数の実証試験を有機的・多面的に展開
- ・研究情報発信拠点となる「次世代エネルギーパーク」の整備。

### <国内のトップランナーとして>

#### バイオ燃料の利用環境の整備

バイオ燃料の生産及び利用に関する持続的・自立的な社会システムの構築に向けた実証試験等を展開し、隣接地域間、業種間連携により、事業展開の効率化と拡大を図るとともに、国内のトップランナーとして各地の地域活性化につながるビジネスモデルを先導。

#### <例えば...>

- ・BDFの普及に向けた利用環境の整備
- ・各種輸送用バイオ燃料や次世代環境対応車の特性を踏まえた地方SSの活性化モデルの構築
- ・燃料の利用促進、製造流通体制の整備に係るフィールドテストを実施し、持続的・自立的なバイオ燃料普及システムを提示

### <我が国の情報拠点へ>

#### 環境配慮型データセンターの集積

寒冷な外気や雪氷冷熱といった電力を必要としない冷房の導入や、太陽光、風力といった自然エネルギーを活用する環境配慮型データセンターを集積させることにより、我が国のCO2削減に大きく貢献。

#### <例えば...>

- ・国が検討を進めている「政府共通プラットフォーム」の実現に向けたデータセンターについては、外気や雪氷冷熱を活用する環境配慮型のものとして本道に設置する。
- ・関連する研究開発や実証試験を本道で実施する。
- ・冷房効率が高く、海外で主流となりつつある「コンテナ型」を含めデータセンターの国内への立地に向け、法規制を緩和するための「特区」を本道に設けるとともに、税制などの支援策の整備。

規制緩和と制度の構築及び改善

支援制度の拡充・強化の集中

推進体制: 国、道、市町村、産学連携からなる特定プロジェクトチームによる特例措置の検討・推進

低炭素社会の実現に向けた国内外戦略への貢献

# エゾシカ・カリング・モデルの構築について

## 従来からの取組み

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

- 狩猟の規制緩和
  - ・都道府県の狩猟規制の下で狩猟者個人の意思での捕獲
- 許可捕獲(有害鳥獣駆除)推進
  - ・市町村による農林業被害を防止するための捕獲



鳥獣被害が全国的に慢性的発生  
ニホンジカ、イノシシ、サル等

北海道では  
エゾシカ被害が社会問題化

推定生息数: 50万頭以上  
農林業被害: 32億円(H19)  
交通事故: 1600件以上(H20)  
天然林や高山植物の食害など

銃刀法の規制強化(H21年12月~)  
・更に狩猟者減少の恐れ

狩猟者の減少と高齢化

道内狩猟者数 S53年20,000人  
→ H20年 8,700人

## 最近追加された取組み

H19年12月  
「鳥獣被害防止特別措置法」制定

- 市町村の権限や財源を強化
- ・鳥獣害防止総合対策事業
  - ・特別交付税の充当率アップ
  - ・捕獲許可権限を取得



しかし……  
全国的に鳥獣被害の増加が継続

北海道でも  
被害が更に増加、生息数も増加

推定生息数: 52万頭以上  
農林業被害: 40億円(H20)  
交通事故: 1800件以上(H21)

- 狩猟と市町村の許可捕獲だけでは限界
- 都道府県による捕獲が必要
- 鳥獣捕獲の専門家が必要

## 北海道モデル

エゾシカのカリング・モデルの構築

欧米の鳥獣の管理体制を参考に  
道が専門家による捕獲体制を構築

- 狩猟(Hunting) = 趣味、スポーツ
- カリング(Culling) = 業務として専門家が組織的・計画的に実施する捕獲

○カリングに限定した規制緩和で  
安全かつ効率的な捕獲の実現

- 鳥獣法
  - ・業務としての夜間捕獲の許可制度創設
- 銃刀法
  - ・業務としてのサイレンサーの使用許可

○カリングへの財政支援制度の創設

- ・都道府県が行う捕獲事業への財政支援
- ・鳥獣被害防止特別措置法における都道府県の役割を強化



エゾシカの適正な個体数管理の実現

- ・農林業被害の減少
- ・交通事故等の減少
- ・生物多様性の保全
- ・自然資源としての有効活用